

鳥取県告示第 845 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字梅ヶ谷口591の2、字高畑口601、601の1、603、603の1、604、字梅ヶ谷953から958まで、960から964まで、字高畑965、966、968、970、971、字若林972から974まで、975（次の図に示す部分に限る。）、字横峰976、字城山977、字小畑ヶ978、979、979の1、980の1、981、982、字五郎畑ヶ983、984、985の1から985の3まで、986から996まで、字大敷谷997から999まで、1001、1002の1、1002の2、1003、1004、1004の1、1005から1009まで、1011から1020まで、字ウルシ谷1021から1031まで、1032の1、1032の2、1033から1038まで、1038の1、1039、1040、1040の1、1041の2、1041の3、1042の1、1042の2、字六久平1044から1047まで、字草木1101の1、1101の2、1102、大字西野字木戸ヶ谷880から887まで、888の1、888の2、889、字動々上へ890から895まで、895の1、895の2、896から904まで、字壘岩905から907まで、910から912まで、912の1、913、914、914の1、916から918まで、字中尾平919、920、920の1から920の13まで、921、922の1、922の2、923から926まで、927の1、927の2、928、930の1、931、字尻無シ932の1、932の2、933から936まで、字瀬戸937から943まで、943の1、944、944の1から944の4まで、945、946、946の1、947、字猿小屋948、949、949の1から949の5まで、950から955まで、956の1から956の4まで、957、958の1、958の2、字木地小屋959から963まで、963の1、964、字倉ヶ内965から968まで、字横路平969から975まで、字横谷976から992まで、994から996まで、字汁兼997の1、997の2、998、1003から1009まで、1013から1017まで、字折橋上ミ1019、1019の1、1019の2、1020の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）